

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対応策
～オール政府で、スピード感をもって以下の対策を推進～

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

○政府全体として関係省庁が連携して継続的に中小企業・小規模事業者等の動向を把握していくための体制を整備し、恒常的な実態把握と必要な措置についての連携を図るため、「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議」を設置。

〔スケジュール〕

3月22日に設置

II. 金融機関による資金繰りの円滑化等への取組

円滑化法の終了後も、円滑化法と同等の内容を監督指針・検査マニュアル等で明記し、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めることを確保。

【円滑化法が定めていた条件変更等について変わらない対応を確保】

○地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定。

〔スケジュール〕

3月18日に法律施行

○金融機関が（円滑化法終了後も）他の金融機関と連携し、貸付条件の変更等に努めることを金融検査マニュアル・監督指針に明記し、金融庁が検査・監督で徹底。（円滑化法の規定と同内容）

〔スケジュール〕

3月中に金融検査マニュアル・監督指針を改正、4月1日から施行

○金融機関に、貸付条件の変更等の申込状況・実施状況の自主的な開示を要請。その結果を金融庁が取りまとめて公表。

〔スケジュール〕

3月中に、各金融業界団体に要請文を发出

- 金融業界（信金・信組・銀行）は、これまでと同様、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ、個々の借り手にも周知
- 〔スケジュール〕

信金・信組：2月1日申合せ、銀行：11月15日、2月14日申合せ

Ⅲ. 小規模事業者から地域の中核企業まで、規模に応じた経営改善等の支援

円滑化法利用事業者のうち5～6万社といわれる事業再生等が必要な事業者について、小規模事業者から地域の中核企業まで、それぞれの規模や状況に応じたきめ細かい経営改善・事業再生支援を徹底推進。あわせて公的金融による総額10兆円を超える資金繰り対策を実施。

【金融機関による経営改善等の支援】

- 金融機関に対し、以下の方策により、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す。

- 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、金融庁が検査・監督で徹底
- 〔スケジュール〕

3月中に金融検査マニュアル・監督指針を改正、4月1日から施行

- 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況を公表
- 〔スケジュール〕

3月中に内閣府令等を改正、3月31日から施行

【中小企業・小規模事業者の経営改善等に対する公的支援】

- 規模の小さな中小企業（2万社）が、認定支援機関（これまでに約6,700の税理士、弁護士、金融機関等を認定）の支援を受けて、条件変更、新規融資等の金融支援を受けるために経営改善計画を策定する際、費用の2/3

（上限200万円）を支援（補正予算405億円）。また、認定支援機関を対象に経営改善等に関する研修を実施（予備費・補正予算15億円）。

〔スケジュール〕

- ・ 経営改善計画策定支援については、経営改善支援センター（中小企業再生支援協議会に設置）において3月8日から相談受付開始
- ・ 研修については、年度内約3400人を対象に実施中であり、年度明け以降も継続的に研修を実施

○債務削減、条件変更等を通じた中小企業の事業再生に関し、計画策定や金融機関との調整を支援する各都道府県の中小企業再生支援協議会について、計画策定費の補助や人員の拡充による機能強化を図り、年間数千件の再生支援を実施（補正予算41億円）。

〔スケジュール〕

計画策定費の補助については実施中。人員拡充については、本年度70名増員済み。今後更なる増員を図る。

○企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組し、地域の事業者に対する直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能を追加（専門家派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等）（当初予算政府保証枠1兆円、補正予算30億円）

〔スケジュール〕

3月18日に新機構による業務を開始

【公的金融による中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援】

○経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

- ・ 経営支援型等のセーフティネット貸付（事業規模5兆円・基準金利（※）から最大0.6%の金利を引下げ）

※中小事業1.45%、国民事業1.95%

- ・ 複数の借入債務を一本化し、返済負担軽減を図る借換保証を推進（事業規模5兆円）

〔スケジュール〕

3月1日から日本公庫、商工中金、信用保証協会でも相談受付開始

【地域における支援体制の構築】

- 全都道府県に中小企業支援ネットワーク（※）を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援
 - 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上や個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み（経営サポート会議）を構築
- ※信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所、税理士、弁護士、公認会計士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

〔スケジュール〕

全都道府県で中小企業支援ネットワークを設置済み

IV. きめ細かなモニタリング、広報や相談体制の構築等

【政府全体としてモニタリング等を実施していく体制の整備】

- 政府全体として関係省庁が連携して継続的に中小企業・小規模事業者等の動向を把握していくための体制を整備し、恒常的な実態把握と必要な措置についての連携を図るため、「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議」を設置。（再掲）

【中小企業・小規模事業者に対する徹底した広報】

- わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業・小規模事業者に対する広報の実施。
- 経済産業省に3月6日に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、金融機関、士業団体、中小企業団体（各業界団体を含む）、認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）に対し、各種施策について、

中小企業・小規模事業者に対し幅広く説明するとともに、積極的に活用するよう要請。

〔スケジュール〕

3月8日、関係機関に各種施策の積極的に活用等を要請

○金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施。

〔スケジュール〕

- ・ 全都道府県で「金融円滑化と中小企業支援策に関する説明会」を2月から3月にかけて実施中、4月以降も実施(金融庁・財務局・財務事務所)
- ・ 全国各地において、3月から5月にかけて、中小企業・小規模事業者との意見交換会を実施。(中小企業庁・経済産業局)

【相談体制の整備】

○全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置し、中小企業者・小規模事業者からの相談に親身に対応。

〔スケジュール〕

「金融円滑化相談窓口」2月25日業務開始

「経営改善・資金繰り相談窓口」3月8日業務開始